

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年5月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村インデックスファンド・海外5資産バランス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年11月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。  
第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

## &lt;更新後&gt;

外国および新興国の各株式、外国および新興国の各債券、外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「外国株式MSCI-KOKUSA1マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

## 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## &lt;商品分類&gt;

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村インデックスファンド・海外5資産バランス）

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
その他資産 ( )			
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	------	-------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回	グローバル (日本を除く)			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回  年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	日本  北米  欧州  アジア	ファミリーファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア			その他 (合成指数)
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分固定型))	その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### < 更新後 >

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.imaj.or.jp/>

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

#### < 商品分類表定義 >

##### [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 〔投資対象資産による区分〕

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## 〔補足分類〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## (3) ファンドの仕組み

## &lt; 更新後 &gt;

委託会社の概況(2026年4月末現在)

## ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・資本金の額

17,180百万円

## ・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 投資方針

## (1) 投資方針

## &lt; 更新後 &gt;

〔1〕ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）

とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数(円換算ベース・為替ヘッジなし) <sup>*1</sup>
新興国株式マザーファンド	1/6	新興国の株式(DR(預託証券) <sup>1</sup> を含みません。)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース) <sup>*2</sup>
外国債券マザーファンド	1/6	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	1/6	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) <sup>*3</sup>
海外REITインデックス マザーファンド	1/3	日本を除く世界各国のREIT <sup>2</sup>	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース) <sup>*4</sup>

1 Depositary Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

2 海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

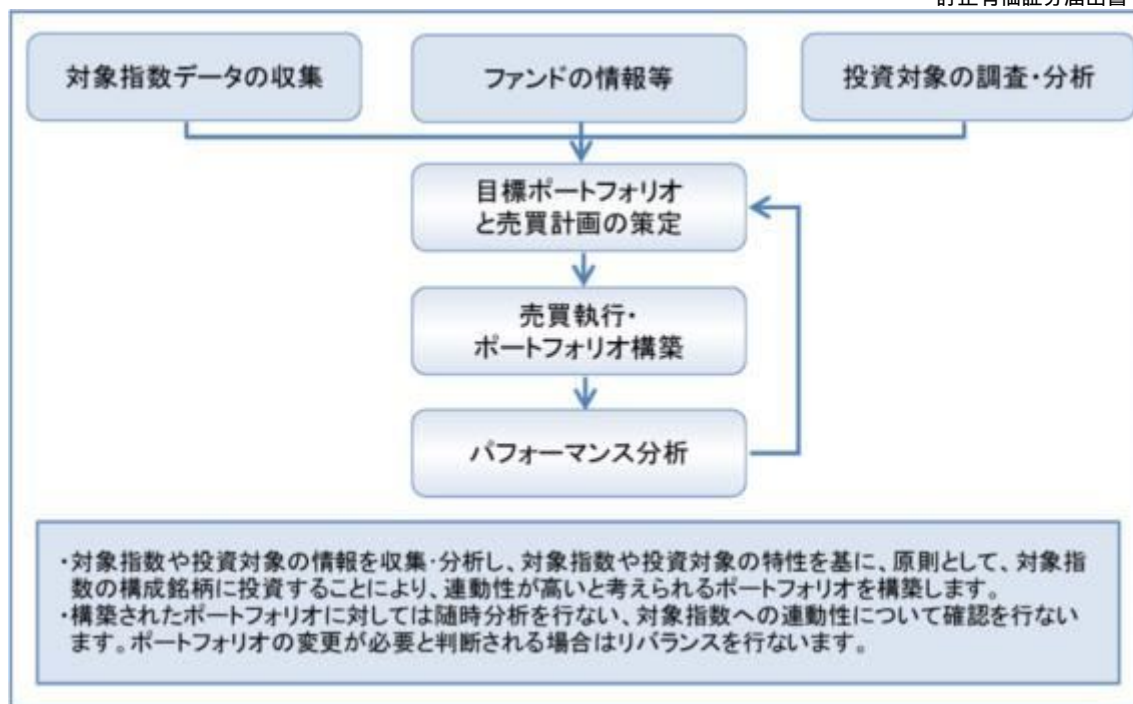
\*1 MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(円換算ベース・為替ヘッジなし)は、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの運用の基本方針における「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)」と同一の指数です。

\*2 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*3 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified(USドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*4 S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

## 投資プロセス



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

[ 2 ] 合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

[ 3 ] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について

MSCI-KOKUSAI指数(円換算ベース・為替ヘッジなし)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.(MSCI)、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品(インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。)(以下、「本インデックス」といいます。 )に関する情報(以下、「当情報」といいます。 )は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション(ロング若しくはショート)を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。 )は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引(以下「該当商品」といいます。 )を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSLは、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド(英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員)及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、[index.research@jpmorgan.com](mailto:index.research@jpmorgan.com)宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com)もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&Pは、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいはS&P先進国REIT指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&Pは、被許諾者とは、S&PおよびS&P先進国REIT指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P先進国REIT指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なくS&Pにより決定、作成、および計算されています。

S&Pは、S&P先進国REIT指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&Pは、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&Pは、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&Pは、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータの正確性および/または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&Pは、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人がS&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&Pは、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&Pは、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

## （２）投資対象

### <更新後>

外国および新興国の各株式、外国および新興国の各債券、外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。

### 各マザーファンドの主要投資対象

マザーファンド名	主要投資対象
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式
新興国株式マザーファンド	新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)
外国債券マザーファンド	外国の公社債
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債
海外REITインデックス マザーファンド	日本を除く世界各国のREIT

## 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ 有価証券
  - ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「（5）投資制限」、および「」に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形
- ロ 次に掲げるものをすべてみだす資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
  - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
  - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

## 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、新興国株式マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、および海外REITインデックスマザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みません。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。 )
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。 )
  8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第13号に定める証券または証書を除きます。 なお、上記 第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。 )
  9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの
- その他の投資対象
- 1 先物取引等
  - 2 スワップ取引
  - 3 金利先渡取引<sup>1</sup>

4 為替先渡取引<sup>2</sup>5 直物為替先渡取引<sup>3</sup>

- 1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (参考)各マザーファンドの概要

## (外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （外国債券マザーファンド） 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2．運用方法

#### (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

### 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い

当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## (海外REITインデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

#### 2.運用方法

##### (1)投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

##### (2)投資態度

REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3)投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### (5)投資制限

<訂正前>

## 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 投資する株式等の範囲(信託約款)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 信用取引の指図範囲(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ( ) 上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 上記( )の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、上記( )の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( ) 上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相

当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 資金の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金を

もって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( ) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( ) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### <訂正後>

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引

所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ( ) 上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 上記( )の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、上記( )の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( ) 上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## 公社債の借入れ(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( ) 上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( ) 上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

す。

- ( )委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 資金の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

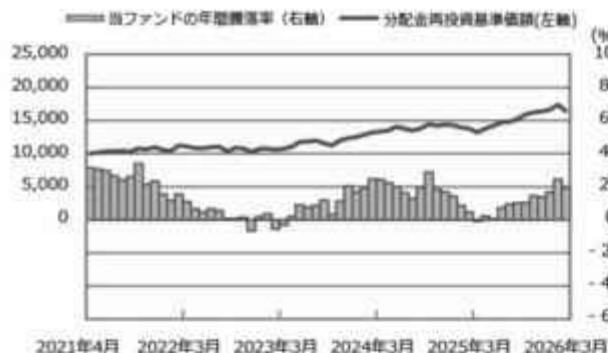
- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3 投資リスク

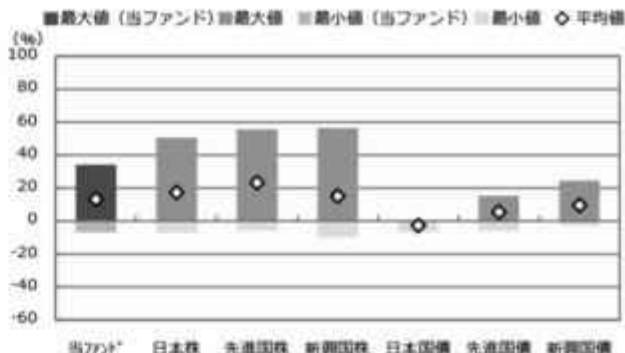
<更新後>

## ■ リスクの定量的比較 (2021年4月末～2026年3月末：月次)

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	34.1	50.5	55.7	56.3	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	△ 6.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	13.1	17.4	23.3	15.1	△ 2.6	5.4	9.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年4月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

#### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての奨励、保障または販売促進を行います。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 手数料等及び税金

### (3) 信託報酬等

#### <更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66% (税抜年

0.60%)以内(2026年5月28日現在 年0.66%(税抜年0.60%))の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.28%	年0.28%	年0.04%

\* 上記配分は、2026年5月28日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### 支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

#### (5) 課税上の取扱い

##### < 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

##### < 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### < 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ 特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象と

なります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

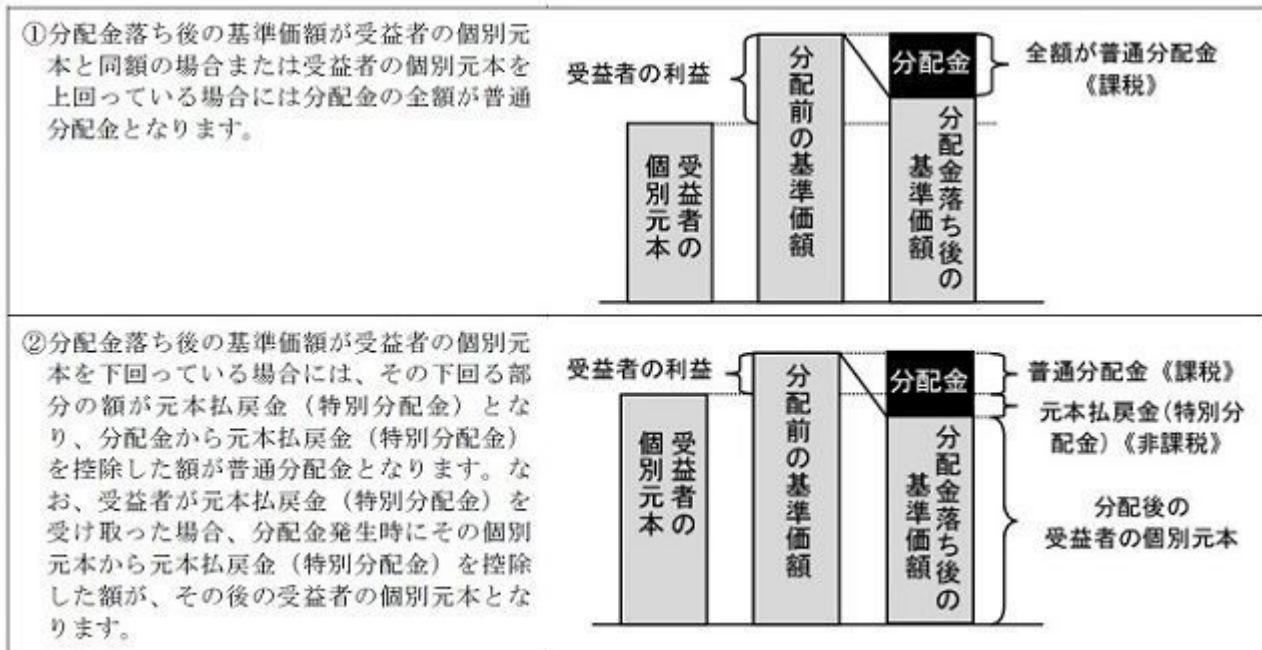
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \* 上記は2026年3月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

< 更新後 >

### （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.70	0.66	0.04

（2024年9月7日～2025年9月8日）

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- \* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \* その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

## 5 運用状況

以下は2026年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,516,321,334	99.89
現金・預金・その他資産(負債控除後)		8,592,889	0.10
合計(純資産総額)		8,524,914,223	100.00

(参考) 外国株式MSCI - KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,689,800,603,219	72.76
	カナダ	137,779,413,280	3.72
	ドイツ	88,384,997,648	2.39
	イタリア	31,770,969,508	0.85
	フランス	96,888,120,015	2.62
	オランダ	52,858,442,219	1.42
	スペイン	36,569,732,727	0.98
	ベルギー	8,791,652,156	0.23
	オーストリア	3,206,380,040	0.08
	ルクセンブルグ	651,050,477	0.01
	フィンランド	11,834,442,214	0.32
	アイルランド	4,267,231,733	0.11
	ポルトガル	2,177,684,667	0.05
	イギリス	128,328,309	0.00
	スイス	594,729,668	0.01
	ジャージー	116,357,138	0.00
	イギリス	148,992,218,628	4.03
	スイス	92,599,214,151	2.50
	スウェーデン	31,460,338,088	0.85
	ノルウェー	7,552,460,376	0.20
	デンマーク	16,180,157,268	0.43
	オーストラリア	63,071,032,118	1.70
	ニュージーランド	1,670,542,016	0.04
香港	18,430,253,465	0.49	
シンガポール	14,148,662,993	0.38	
イスラエル	8,086,888,454	0.21	
小計		3,568,011,902,575	96.52
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	51,200,909,375	1.38
	フランス	1,426,234,676	0.03
	イギリス	789,425,244	0.02
	オーストラリア	2,996,339,145	0.08

	香港	555,663,360	0.01
	シンガポール	905,231,592	0.02
	小計	57,873,803,392	1.56
現金・預金・その他資産（負債控除後）		70,603,871,026	1.91
合計（純資産総額）		3,696,489,576,993	100.00

## その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。  
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	53,416,783,329	1.44
	買建	カナダ	2,698,046,359	0.07
	買建	ドイツ	6,599,348,574	0.17
	買建	イギリス	2,905,739,595	0.07
	買建	スイス	1,804,195,962	0.04
	買建	オーストラリア	1,280,226,090	0.03

## （参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	6,250,217,002	2.54
	メキシコ	4,487,929,905	1.82
	ブラジル	10,163,242,090	4.13
	チリ	465,370,437	0.18
	コロンビア	211,309,848	0.08
	ギリシャ	1,108,560,067	0.45
	トルコ	1,063,162,770	0.43
	チェコ	318,184,646	0.12
	ハンガリー	773,071,769	0.31
	ポーランド	2,626,224,224	1.06
	香港	47,942,957,110	19.51
	マレーシア	2,859,512,401	1.16
	タイ	2,635,819,368	1.07
	フィリピン	821,932,077	0.33
	インドネシア	2,104,198,375	0.85
	韓国	38,078,754,217	15.49
	台湾	53,594,456,827	21.81
	インド	29,299,512,172	11.92
	カタール	1,397,804,215	0.56
	エジプト	29,410,882	0.01
南アフリカ	8,333,294,984	3.39	
アラブ首長国連邦	3,058,105,885	1.24	
クウェート	1,517,727,715	0.61	
サウジアラビア	7,113,955,214	2.89	
小計		226,254,714,200	92.08
投資信託受益証券	アメリカ	8,997,035,438	3.66

投資証券	メキシコ	220,020,038	0.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）		10,219,392,679	4.15
合計（純資産総額）		245,691,162,355	100.00

## その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。  
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	9,672,838,283	3.93
	買建	香港	354,941,594	0.14

## （参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	510,061,131,856	44.66
	カナダ	23,756,240,563	2.08
	メキシコ	10,256,028,394	0.89
	ドイツ	58,552,089,261	5.12
	イタリア	82,358,757,295	7.21
	フランス	69,155,128,716	6.05
	オランダ	12,947,605,751	1.13
	スペイン	53,907,763,073	4.72
	ベルギー	15,965,134,240	1.39
	オーストリア	12,083,458,245	1.05
	フィンランド	6,072,269,314	0.53
	アイルランド	4,113,509,826	0.36
	ポルトガル	5,797,433,284	0.50
	イギリス	62,522,505,257	5.47
	スウェーデン	1,978,542,228	0.17
	ノルウェー	1,822,795,537	0.15
	デンマーク	2,233,672,544	0.19
	ポーランド	8,033,191,850	0.70
	オーストラリア	14,762,546,083	1.29
	ニュージーランド	3,408,802,395	0.29
シンガポール	4,327,647,463	0.37	
マレーシア	5,844,858,136	0.51	
中国	138,576,811,221	12.13	
イスラエル	4,702,811,537	0.41	
小計		1,113,240,734,069	97.48
現金・預金・その他資産（負債控除後）		28,718,571,288	2.51
合計（純資産総額）		1,141,959,305,357	100.00

## （参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1,958,566,756	9.49
	ブラジル	1,426,956,491	6.91

チリ	347,047,303	1.68
コロンビア	816,155,336	3.95
ペルー	403,704,740	1.95
ウルグアイ	33,642,131	0.16
ドミニカ共和国	44,655,295	0.21
セルビア	64,128,481	0.31
トルコ	200,057,685	0.96
チェコ	921,945,580	4.46
ハンガリー	453,055,693	2.19
ポーランド	1,648,179,473	7.98
ロシア	0	0.00
ルーマニア	660,132,341	3.19
マレーシア	1,982,200,124	9.60
タイ	1,640,559,489	7.94
インドネシア	1,960,334,831	9.49
中国	2,143,920,969	10.38
インド	2,038,623,780	9.87
南アフリカ	1,384,737,273	6.71
小計	20,128,603,771	97.54
現金・預金・その他資産（負債控除後）	507,429,431	2.45
合計（純資産総額）	20,636,033,202	100.00

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	84,295,666,404	78.73
	カナダ	1,315,235,302	1.22
	ドイツ	28,116,753	0.02
	イタリア	19,263,552	0.01
	フランス	2,282,922,867	2.13
	オランダ	172,183,107	0.16
	スペイン	619,578,788	0.57
	ベルギー	1,204,743,075	1.12
	アイルランド	40,859,530	0.03
	シンガポール	45,091,348	0.04
	ガンジー	60,525,300	0.05
	イギリス	4,214,681,431	3.93
	オーストラリア	7,062,976,093	6.59
	ニュージーランド	124,076,867	0.11
	香港	981,788,923	0.91
	シンガポール	3,406,397,498	3.18
	韓国	221,912,075	0.20
	イスラエル	185,457,609	0.17
	小計	106,281,476,522	99.27

現金・預金・その他資産(負債控除後)		776,509,387	0.72
合計(純資産総額)		107,057,985,909	100.00

## その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。  
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	593,938,195	0.55
	買建	ドイツ	102,888,424	0.09

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	632,875,602	4.1606	2,633,142,230	4.4527	2,818,005,193	33.05
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	441,780,803	3.1515	1,392,272,201	3.3747	1,490,877,675	17.48
3	日本	親投資信託受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	667,729,036	2.0051	1,338,863,491	2.1722	1,450,441,011	17.01
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	158,102,995	8.4022	1,328,412,985	8.9144	1,409,393,338	16.53
5	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	468,275,807	2.4299	1,137,863,384	2.8778	1,347,604,117	15.80

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合計	99.89

## (参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,523,500	18,109.51	136,246,971,178	26,407.37	198,675,920,421	5.37
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,550,600	35,041.61	159,460,388,633	39,431.20	179,435,638,743	4.85
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2,186,100	61,322.14	134,056,340,855	57,390.52	125,461,426,265	3.39
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,978,800	31,106.35	92,659,598,778	32,127.88	95,702,546,817	2.58
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,801,900	26,045.70	46,931,751,184	43,727.18	78,792,005,642	2.13
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,506,700	26,077.15	39,290,456,798	43,669.62	65,797,021,275	1.77
7	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,394,600	28,897.79	40,300,860,753	46,910.39	65,421,231,010	1.76

8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	674,400	92,957.83	62,690,763,284	85,756.43	57,834,139,359	1.56
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	875,300	43,419.10	38,004,739,901	56,802.16	49,718,936,250	1.34
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	842,800	39,212.62	33,048,400,969	45,369.14	38,237,117,597	1.03
11	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,305,700	18,821.85	24,575,694,777	27,414.62	35,795,274,034	0.96
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	248,800	132,795.75	33,039,583,456	141,754.40	35,268,495,815	0.95
13	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	425,900	83,797.47	35,689,343,752	75,888.64	32,320,972,117	0.87
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	745,900	26,603.84	19,843,808,304	38,769.30	28,918,021,765	0.78
15	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,357,200	13,940.40	18,919,916,836	19,745.18	26,798,158,296	0.72
16	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	521,900	54,764.11	28,581,392,180	47,890.45	24,994,028,569	0.67
17	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	120,170	118,290.05	14,214,915,755	203,951.91	24,508,902,226	0.66
18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	137,400	149,154.32	20,493,804,323	159,333.21	21,892,383,109	0.59
19	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	262,100	86,887.18	22,773,132,405	78,980.72	20,700,846,712	0.56
20	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	592,262	26,102.38	15,459,448,306	33,688.31	19,952,308,700	0.53
21	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	1,312,000	15,045.89	19,740,218,233	14,864.04	19,501,625,203	0.52
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	547,200	32,881.52	17,992,771,812	34,073.62	18,645,087,928	0.50
23	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	348,500	16,251.39	5,663,611,959	51,449.38	17,930,110,324	0.48
24	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	723,500	26,724.20	19,334,959,769	23,137.83	16,740,222,610	0.45
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,121,000	6,670.19	14,147,480,625	7,551.13	16,015,951,820	0.43
26	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	308,200	57,401.61	17,691,177,867	51,721.18	15,940,467,676	0.43
27	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	504,100	17,465.48	8,804,349,658	31,342.87	15,799,943,388	0.42
28	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア	707,300	15,305.68	10,825,711,785	21,991.49	15,554,583,706	0.42
29	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC DEL	機械	144,900	54,953.92	7,962,823,897	106,708.70	15,462,091,847	0.41
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,265,000	11,292.29	14,284,753,064	12,194.04	15,425,470,214	0.41

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.54
		メディア	0.17
		娯楽	1.17
		不動産管理・開発	0.25
		エネルギー設備・サービス	0.24
		石油・ガス・消耗燃料	4.72
		化学	1.31
		建設資材	0.31
		容器・包装	0.14

金属・鉱業	1.74
紙製品・林産品	0.04
航空宇宙・防衛	2.69
建設関連製品	0.52
建設・土木	0.49
電気設備	1.52
コングロマリット	0.62
機械	1.88
商社・流通業	0.44
商業サービス・用品	0.52
航空貨物・物流サービス	0.38
旅客航空輸送	0.08
海上運輸	0.04
陸上運輸	0.82
運送インフラ	0.09
自動車用部品	0.07
自動車	1.73
家庭用耐久財	0.17
繊維・アパレル・贅沢品	0.64
ホテル・レストラン・レジャー	1.58
販売	0.02
大規模小売り	3.01
専門小売り	1.43
生活必需品流通・小売り	1.95
飲料	1.11
食品	0.87
タバコ	0.70
家庭用品	0.73
パーソナルケア用品	0.38
ヘルスケア機器・用品	1.57
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.18
バイオテクノロジー	1.65
医薬品	4.56
銀行	6.76
金融サービス	2.70
保険	2.86
情報技術サービス	1.02
ソフトウェア	6.34
通信機器	0.92
コンピュータ・周辺機器	5.30
電子装置・機器・部品	0.75
半導体・半導体製造装置	11.18
各種電気通信サービス	1.20

		無線通信サービス	0.22
		電力	1.86
		ガス	0.11
		総合公益事業	0.80
		水道	0.06
		消費者金融	0.42
		資本市場	3.23
		各種消費者サービス	0.00
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.04
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.69
		専門サービス	0.54
新株予約権証券			0.00
投資証券			1.56
合 計			98.08

## (参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,520,000	5,021.42	17,675,413,689	8,887.00	31,282,261,120	12.73
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	676,650	6,420.62	4,344,513,217	18,461.25	12,491,807,857	5.08
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF		9,911,700	759.13	7,524,318,419	907.71	8,997,035,438	3.66
4	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	912,400	10,264.54	9,365,371,582	9,824.64	8,964,001,536	3.64
5	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	78,020	24,330.55	1,898,270,270	91,416.19	7,132,291,534	2.90
6	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,455,980	2,547.86	6,257,515,031	2,458.20	6,037,290,036	2.45
7	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	13,741,000	138.34	1,900,946,578	168.09	2,309,807,136	0.94
8	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	電子装置・機器・部品	276,681	2,137.87	591,509,299	7,414.15	2,051,357,065	0.83
9	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,626,700	1,617.40	2,631,038,429	1,250.95	2,034,921,178	0.82
10	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	870,100	2,366.04	2,058,692,640	2,298.06	1,999,549,837	0.81
11	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,780,649	766.06	1,364,100,971	968.58	1,724,707,775	0.70
12	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	216,538	6,711.05	1,453,197,445	7,538.97	1,632,475,002	0.66
13	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,442,000	1,035.83	2,529,502,141	660.55	1,613,067,984	0.65
14	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	100,620	17,611.75	1,772,094,620	15,735.38	1,583,294,901	0.64
15	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	750,100	2,379.02	1,784,508,119	2,062.08	1,546,772,959	0.62
16	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	115,840	5,196.99	602,019,672	12,680.98	1,468,965,476	0.59

17	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	9,260,000	112.98	1,046,253,031	137.49	1,273,212,960	0.51
18	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	278,700	4,111.49	1,145,872,414	4,499.52	1,254,017,896	0.51
19	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	514,652	1,652.65	850,543,094	2,420.26	1,245,594,840	0.50
20	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	707,140	2,806.57	1,984,642,603	1,717.67	1,214,640,235	0.49
21	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	973,000	985.01	958,418,249	1,201.56	1,169,117,880	0.47
22	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	519,000	2,589.97	1,344,194,603	2,158.32	1,120,168,080	0.45
23	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	366,600	3,174.72	1,163,853,858	3,047.90	1,117,361,606	0.45
24	南アフリカ	株式	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	金属・鉱業	71,800	7,997.02	574,186,111	14,744.24	1,058,636,432	0.43
25	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	480,700	2,093.29	1,006,248,999	2,159.97	1,038,301,809	0.42
26	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	676,000	962.58	650,708,139	1,512.13	1,022,202,322	0.41
27	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	10,040,000	92.18	925,550,081	99.75	1,001,550,240	0.40
28	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	856,040	1,064.50	911,259,329	1,164.58	996,929,802	0.40
29	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	464,500	2,587.42	1,201,858,214	2,138.52	993,345,327	0.40
30	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	776,029	1,104.89	857,431,779	1,266.45	982,804,845	0.40

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.41
		メディア	0.01
		娯楽	0.63
		不動産管理・開発	0.99
		エネルギー設備・サービス	0.06
		石油・ガス・消耗燃料	3.92
		化学	1.12
		建設資材	0.53
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	4.45
		紙製品・林産品	0.07
		航空宇宙・防衛	0.86
		建設関連製品	0.03
		建設・土木	0.44
		電気設備	1.55
		コングロマリット	0.96
		機械	0.92
		商社・流通業	0.08
		航空貨物・物流サービス	0.22
		旅客航空輸送	0.27
		海上運輸	0.22
		陸上運輸	0.09
		運送インフラ	0.56
自動車用部品	0.40		
自動車	2.51		
家庭用耐久財	0.20		
繊維・アパレル・贅沢品	0.50		

	ホテル・レストラン・レジャー	1.31
	大規模小売り	3.97
	専門小売り	0.51
	生活必需品流通・小売り	0.85
	飲料	0.66
	食品	0.89
	タバコ	0.19
	家庭用品	0.03
	パーソナルケア用品	0.35
	ヘルスケア機器・用品	0.04
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サーピス	0.48
	バイオテクノロジー	0.87
	医薬品	0.84
	銀行	14.78
	金融サービス	0.87
	保険	2.42
	情報技術サービス	1.12
	ソフトウェア	0.22
	通信機器	0.38
	コンピュータ・周辺機器	7.52
	電子装置・機器・部品	3.29
	半導体・半導体製造装置	17.77
	各種電気通信サービス	0.94
	無線通信サービス	1.41
	電力	1.02
	ガス	0.23
	総合公益事業	0.08
	水道	0.14
	消費者金融	0.52
	資本市場	0.84
	各種消費者サービス	0.11
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.61
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
	専門サービス	0.04
	その他の業種	0.00
投資信託受益証券		3.66
投資証券		0.08
合計		95.84

## (参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,050,000	15,598.93	11,551,013,307	15,677.29	11,609,037,394	2.875	2028/5/15	1.01
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	73,400,000	15,539.97	11,406,342,723	15,734.75	11,549,307,732	2.375	2027/5/15	1.01
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,450,000	16,170.90	11,392,403,236	16,110.45	11,349,814,625	4.5	2027/4/15	0.99
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,250,000	16,174.27	11,362,428,018	16,104.78	11,313,612,126	4.5	2027/5/15	0.99
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	73,400,000	15,035.06	11,035,737,666	15,165.49	11,131,470,353	1.25	2028/4/30	0.97
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	16,037.02	11,025,455,102	16,136.01	11,093,509,423	4.375	2034/5/15	0.97

7	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,330.17	10,737,450,513	2,328.08	10,727,826,913	1.85	2027/5/15	0.93
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,400,000	16,479.90	10,613,058,831	16,441.72	10,588,468,873	4.625	2031/5/31	0.92
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	65,370,000	16,108.66	10,530,233,798	15,997.36	10,457,479,049	3.875	2028/7/15	0.91
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,650,000	15,959.41	9,998,574,836	15,958.95	9,998,287,060	4.25	2034/11/15	0.87
11	ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	48,300,000	21,507.69	10,388,214,954	20,583.55	9,941,856,616	5.5	2031/1/4	0.87
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	53,100,000	18,739.34	9,950,593,718	18,381.25	9,760,448,261	3.1	2031/7/30	0.85
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	14,719.57	9,454,383,685	14,932.22	9,590,970,829	2.875	2032/5/15	0.83
14	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	52,630,000	18,302.84	9,632,787,472	18,034.70	9,491,665,399	2.7	2031/2/25	0.83
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	15,596.29	9,264,198,636	15,770.97	9,367,958,610	2.625	2027/5/31	0.82
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,600,000	14,600.24	8,993,748,826	14,980.94	9,228,260,925	1	2028/7/31	0.80
17	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	48,600,000	18,430.47	8,957,208,844	18,198.85	8,844,644,625	2.4	2028/5/31	0.77
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	47,050,000	18,526.83	8,716,877,550	18,229.11	8,576,800,913	2.65	2028/6/15	0.75
19	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	41,050,000	20,697.82	8,496,457,538	19,837.25	8,143,194,729	4.75	2035/4/25	0.71
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,350,000	15,620.27	7,864,808,966	15,750.05	7,930,151,279	4	2034/2/15	0.69
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,550,000	16,249.44	8,051,598,429	15,923.36	7,890,025,137	4.25	2035/5/15	0.69
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	15,095.85	7,751,722,471	15,320.99	7,867,333,410	2.375	2029/3/31	0.68
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,850,000	15,026.42	7,791,201,429	15,122.08	7,840,801,966	1.875	2029/2/28	0.68
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,845.06	7,922,533,640	15,674.17	7,837,085,774	3.5	2030/11/30	0.68
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,850,000	15,724.61	7,524,227,244	15,808.44	7,564,341,777	3.625	2030/3/31	0.66
26	ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	38,000,000	20,623.29	7,836,853,260	19,862.25	7,547,657,874	4	2037/1/4	0.66
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	45,400,000	16,798.53	7,626,534,455	16,559.44	7,517,987,891	6.125	2027/11/15	0.65
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	44,650,000	16,726.24	7,468,267,247	16,542.58	7,386,263,641	5.25	2028/11/15	0.64
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	15,544.89	7,236,148,239	15,671.04	7,294,873,351	3.875	2033/8/15	0.63
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,400,000	14,636.92	7,377,010,350	14,342.35	7,228,549,418	4.25	2054/2/15	0.63

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.48
合計	97.48

## (参考)新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURC NACIONAL	830,000	2,902.49	240,917,138	2,862.36	237,576,709	10	2029/1/1	1.15
2	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURC NACIONAL	760,000	2,760.62	209,830,339	2,710.70	206,013,915	10	2031/1/1	0.99
3	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	23,300,000	898.44	209,338,255	856.63	199,595,499	8.5	2029/3/1	0.96
4	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,600,000	941.67	203,401,720	843.75	182,250,834	8.75	2044/1/31	0.88
5	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000	901.27	180,254,619	879.18	175,836,062	8.5	2029/5/31	0.85
6	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURC NACIONAL	560,000	3,009.95	168,557,689	3,035.82	170,006,344	10	2027/1/1	0.82

7	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	18,000,000,000	0.96	173,176,200	0.93	168,100,200	6.75	2035/7/15	0.81
8	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,800,000	944.48	187,008,783	842.62	166,839,164	8.75	2048/2/28	0.80
9	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000	866.90	171,647,847	838.31	165,986,829	7.75	2031/5/29	0.80
10	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,500,000	837.74	171,738,290	807.37	165,511,443	7.75	2034/11/23	0.80
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,200,000	779.19	172,981,032	738.73	163,998,823	8	2053/7/31	0.79
12	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,800,000	961.97	161,612,363	919.31	154,444,813	8	2030/1/31	0.74
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,800,000	990.62	166,424,630	912.19	153,248,196	8.875	2035/2/28	0.74
14	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,600,000	774.73	159,596,022	742.51	152,958,089	7.75	2042/11/13	0.74
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,100,000	975.24	166,766,860	875.82	149,765,677	9	2040/1/31	0.72
16	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	4,647.68	158,021,318	4,356.51	148,121,676	6	2033/10/25	0.71
17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	16,550,000	887.43	146,869,665	883.53	146,224,480	7.5	2027/6/3	0.70
18	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	4,348.91	147,862,984	4,158.95	141,404,389	4.5	2030/7/25	0.68
19	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,900,000	3,764.56	146,818,155	3,597.46	140,301,324	1.25	2030/10/25	0.67
20	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000	178.18	142,544,615	175.11	140,091,654	7.32	2030/11/13	0.67
21	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	7,500,000	1,907.07	143,030,722	1,829.29	137,197,432		2030/1/1	0.66
22	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	83,000,000	168.14	139,562,867	164.95	136,911,440	6.33	2035/5/5	0.66
23	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	5,300,000	2,587.66	137,146,417	2,547.66	135,026,086		2027/7/1	0.65
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,000,000	902.89	135,433,976	890.19	133,529,121	8.5	2028/3/2	0.64
25	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,500,000	3,820.62	133,721,972	3,806.80	133,238,266	2.632	2031/4/15	0.64
26	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	4,399.74	136,392,138	4,249.73	131,741,854	4.75	2029/7/25	0.63
27	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	25,600,000	547.30	140,109,200	512.55	131,214,551	3.3	2038/6/17	0.63
28	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000	4,117.83	135,888,655	3,968.90	130,973,962	2.75	2029/10/25	0.63
29	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	13,400,000,000	1.00	134,917,607	0.97	130,887,517	7.5	2035/6/15	0.63
30	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	510,000	2,575.52	131,357,826	2,522.40	128,642,908	10	2035/1/1	0.62

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.54
合計	97.54

## (参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	305,960	24,845.36	7,601,686,360	31,224.56	9,553,467,601	8.92
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	407,620	17,592.53	7,171,069,660	20,589.34	8,392,629,379	7.83
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	43,090	143,381.00	6,178,287,638	154,132.31	6,641,561,410	6.20

4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	142,650	26,055.13	3,716,765,422	29,154.11	4,158,834,933	3.88
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	141,440	28,073.16	3,970,669,043	28,007.77	3,961,420,177	3.70
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	403,300	9,111.68	3,674,741,453	9,776.66	3,942,927,785	3.68
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	69,170	48,052.09	3,323,763,108	42,388.98	2,932,046,051	2.73
8	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	207,980	10,285.71	2,139,221,975	13,049.40	2,714,015,377	2.53
9	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	897,200	3,659.01	3,282,868,978	2,750.77	2,467,994,792	2.30
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	467,900	5,092.50	2,382,784,013	4,334.34	2,028,040,868	1.89
11	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	129,510	16,079.29	2,082,429,499	15,604.28	2,020,911,339	1.88
12	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	92,910	23,883.12	2,218,981,280	20,509.40	1,905,528,949	1.77
13	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	62,160	32,710.31	2,033,273,357	25,830.21	1,605,606,028	1.49
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	150,400	10,983.75	1,651,956,902	9,365.77	1,408,611,868	1.31
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	28,310	44,994.98	1,273,808,039	38,788.48	1,098,102,061	1.02
16	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	295,700	3,362.27	994,225,131	3,568.52	1,055,211,837	0.98
17	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	96,270	10,165.59	978,642,139	10,857.45	1,045,246,788	0.97
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	51,070	20,007.66	1,021,791,593	20,176.85	1,030,432,036	0.96
19	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	51,120	23,932.43	1,223,426,190	19,460.59	994,825,545	0.92
20	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	247,800	5,230.92	1,296,223,582	3,960.22	981,344,399	0.91
21	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	53,270	15,473.21	824,258,041	17,335.91	923,484,096	0.86
22	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	129,900	5,978.03	776,547,232	7,050.70	915,886,969	0.85
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	124,400	7,472.73	929,608,350	7,026.72	874,124,714	0.81
24	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	72,350	11,521.95	833,613,617	11,973.41	866,276,445	0.80
25	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	281,100	2,565.22	721,084,700	3,031.32	852,105,401	0.79
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	84,600	9,960.52	842,660,330	9,995.69	845,636,017	0.78
27	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	2,292,000	406.67	932,091,327	364.13	834,603,379	0.77
28	香港	投資証券	LINK REIT	1,139,000	848.01	965,890,430	731.13	832,763,904	0.77
29	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	594,800	1,445.14	859,570,830	1,367.05	813,122,732	0.75
30	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	303,200	2,761.12	837,173,889	2,646.01	802,271,445	0.74

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.27
合計	99.27

## 投資不動産物件

## 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

該当事項はありません。

## (参考)外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

## (参考)新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

## (参考)外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

## (参考)新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

該当事項はありません。

## （参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ マーカン タイル取 引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2026 年06月限)	買建	1,046	米ドル	347,639,542.5	55,580,610,049	334,105,475	53,416,783,329	1.44
	カナダ	モントリ オール取 引所	S&P TSX60株価指 数先物(2026年06 月限)	買建	63	カナダ ドル	23,748,780	2,727,309,893	23,493,960	2,698,046,359	0.07
	ドイツ	ユーレック ス・ドイ ツ金融先 物取引所	ユーロ50株価指 数先物(2026年06 月限)	買建	659	ユーロ	36,952,545	6,777,466,283	35,981,400	6,599,348,574	0.17
	オース トラリア	シドニー先 物取引所	SPI200株価指 数先物(2026年06 月限)	買建	55	豪ドル	11,827,750	1,297,267,620	11,672,375	1,280,226,090	0.03
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先 物オプション 取引所	FT100株価指 数先物(2026年06 月限)	買建	136	英ポンド	13,881,560	2,929,425,606	13,769,320	2,905,739,595	0.07
	スイス	ユーレック ス・チュ ーリッヒ 取引所	SMI株価指 数先物(2026年06 月限)	買建	72	スイス フラン	9,053,290	1,811,834,929	9,015,120	1,804,195,962	0.04

## （参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	インター コンチ ネンタル 取引所	MSCIエマージ ング・マ ーケット 指数先物 (2026年06 月限)	買建	863	米ドル	64,046,055	10,239,683,266	60,500,615	9,672,838,283	3.93
	香港	香港先物 取引所	MSCI China A 50 Connect 指 数先物 (2026年04 月限)	買建	35	米ドル	2,260,300	361,376,764	2,220,050	354,941,594	0.14

## （参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	-----	----	-----------	----	----	------	-------------	-----	------------	-----------------

株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボード オブトレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2026年06月限)	買建	105	米ドル	3,870,790	618,861,901	3,714,900	593,938,195	0.55
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ストックス欧州600不動産株指数先物(2026年06月限)	買建	95	ユーロ	591,850	108,551,208	560,975	102,888,424	0.09

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

## 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

2026年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間	(2016年 9月 6日)	1,148	1,148	1.1966	1.1966
第4計算期間	(2017年 9月 6日)	1,268	1,268	1.3396	1.3396
第5計算期間	(2018年 9月 6日)	1,571	1,571	1.3748	1.3748
第6計算期間	(2019年 9月 6日)	1,920	1,920	1.4229	1.4229
第7計算期間	(2020年 9月 7日)	2,407	2,407	1.4222	1.4222
第8計算期間	(2021年 9月 6日)	3,390	3,390	1.7870	1.7870
第9計算期間	(2022年 9月 6日)	4,914	4,914	1.8576	1.8576
第10計算期間	(2023年 9月 6日)	5,868	5,868	2.0174	2.0174
第11計算期間	(2024年 9月 6日)	6,623	6,623	2.2598	2.2598
第12計算期間	(2025年 9月 8日)	7,519	7,519	2.5366	2.5366
	2025年 3月末日	6,860		2.3334	
	4月末日	6,618		2.2371	
	5月末日	6,942		2.3352	
	6月末日	7,125		2.3990	
	7月末日	7,408		2.4912	
	8月末日	7,411		2.4984	
	9月末日	7,644		2.5782	
	10月末日	8,039		2.6979	
	11月末日	8,210		2.7484	
	12月末日	8,297		2.7695	
	2026年 1月末日	8,505		2.8129	
	2月末日	8,983		2.9437	
	3月末日	8,524		2.7822	

## 分配の推移

## 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	0.0000円
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	0.0000円
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	0.0000円

第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	0.0000円
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	0.0000円
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	0.0000円
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	0.0000円
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	0.0000円
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	0.0000円
第12計算期間	2024年 9月 7日～2025年 9月 8日	0.0000円

### 収益率の推移

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	収益率
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	1.0%
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	12.0%
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	2.6%
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	3.5%
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	0.0%
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	25.7%
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	4.0%
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	8.6%
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	12.0%
第12計算期間	2024年 9月 7日～2025年 9月 8日	12.2%
第13期（中間期）	2025年 9月 9日～2026年 3月 8日	13.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### （４）設定及び解約の実績

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	292,583,145	139,766,859	959,955,004
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	302,213,416	314,884,385	947,284,035
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	493,990,022	297,907,683	1,143,366,374
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	451,040,057	244,895,168	1,349,511,263
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	682,842,826	339,267,398	1,693,086,691
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	638,979,217	434,718,250	1,897,347,658
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	1,130,649,254	382,358,166	2,645,638,746
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	701,565,390	438,334,113	2,908,870,023
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	730,495,494	708,635,535	2,930,729,982
第12計算期間	2024年 9月 7日～2025年 9月 8日	553,729,171	520,084,545	2,964,374,608
第13期（中間期）	2025年 9月 9日～2026年 3月 8日	297,968,892	221,988,004	3,040,355,496

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

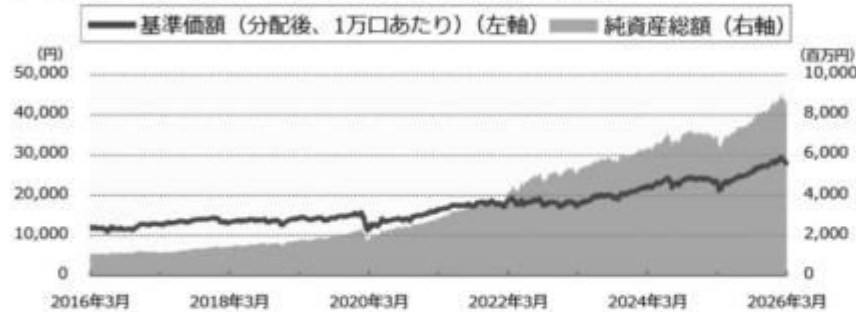
### 参考情報

&lt; 更新後 &gt;



## 運用実績 (2026年3月31日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年9月	0 円
2024年9月	0 円
2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
設定来累計	0 円

### ■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	16.5
新興国株式マザーファンド	15.8
外国債券マザーファンド	17.5
新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド	17.0
海外REITインデックス マザーファンド	33.1

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.9
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.6
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.4

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2.0
2	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.8
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.6
4	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.6
5	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	0.5

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.2

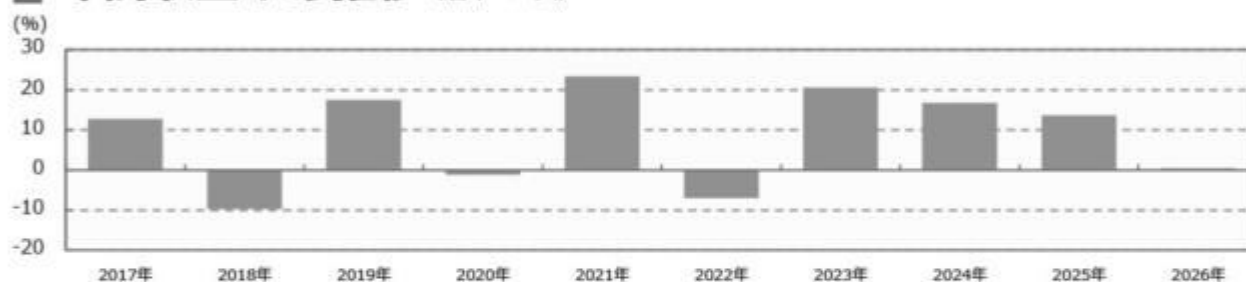
・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
2	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.2
4	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	0.1
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.1

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	WELLTOWER INC	投資証券	2.9
2	PROLOGIS INC	投資証券	2.6
3	EQUINIX INC	投資証券	2.0
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	1.3
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	1.2

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

## &lt; 訂正前 &gt;

## &lt; 基準価額の計算方法 &gt;

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## &lt; 訂正後 &gt;

## &lt; 基準価額の計算方法 &gt;

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。

公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(2025年9月9日から2026年3月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

## (1) 中間貸借対照表

(単位：円)		
	第12期 (2025年 9月 8日現在)	第13期中間計算期間末 (2026年 3月 8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	44,941,425	48,467,042
親投資信託受益証券	7,512,004,697	8,777,977,006
未収入金	11,678,505	45,978,475
未収利息	600	983
流動資産合計	7,568,625,227	8,872,423,506
資産合計	7,568,625,227	8,872,423,506
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	25,424,607	58,965,794
未払受託者報酬	1,574,181	1,767,269
未払委託者報酬	22,038,478	24,741,618
その他未払費用	117,999	132,487
流動負債合計	49,155,265	85,607,168
負債合計	49,155,265	85,607,168
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,964,374,608	3,040,355,496
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	4,555,095,354	5,746,460,842
(分配準備積立金)	1,971,490,537	1,831,527,112
元本等合計	7,519,469,962	8,786,816,338
純資産合計	7,519,469,962	8,786,816,338
負債純資産合計	7,568,625,227	8,872,423,506

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)		
	第12期中間計算期間 自 2024年 9月 7日 至 2025年 3月 6日	第13期中間計算期間 自 2025年 9月 9日 至 2026年 3月 8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	55,679	114,064
有価証券売買等損益	357,328,788	1,082,031,750
営業収益合計	357,384,467	1,082,145,814
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,531,571	1,767,269
委託者報酬	21,441,911	24,741,618
その他費用	114,812	132,487
営業費用合計	23,088,294	26,641,374
営業利益又は営業損失( )	334,296,173	1,055,504,440
経常利益又は経常損失( )	334,296,173	1,055,504,440

	第12期中間計算期間 自 2024年 9月 7日 至 2025年 3月 6日	第13期中間計算期間 自 2025年 9月 9日 至 2026年 3月 8日
中間純利益又は中間純損失( )	334,296,173	1,055,504,440
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	38,955,397	42,842,717
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,692,279,684	4,555,095,354
剰余金増加額又は欠損金減少額	397,611,735	520,455,170
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	397,611,735	520,455,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,650,595	341,751,405
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	351,650,595	341,751,405
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	4,033,581,600	5,746,460,842

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 9月 9日から2026年 3月 8日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第12期 2025年 9月 8日現在	第13期中間計算期間末 2026年 3月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,964,374,608口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,040,355,496口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.5366円 (10,000口当たり純資産額) (25,366円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8901円 (10,000口当たり純資産額) (28,901円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第12期 2025年 9月 8日現在	第13期中間計算期間末 2026年 3月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第12期 自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日	第13期中間計算期間 自 2025年 9月 9日 至 2026年 3月 8日
期首元本額 2,930,729,982円	期首元本額 2,964,374,608円
期中追加設定元本額 553,729,171円	期中追加設定元本額 297,968,892円
期中一部解約元本額 520,084,545円	期中一部解約元本額 221,988,004円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザー  
ファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益  
証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証  
券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 外国株式MSCI - KOKUSAIマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(2026年 3月 8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	12,382,863,671
コール・ローン	2,983,834,605
株式	3,764,832,904,513
投資証券	61,326,505,504
派生商品評価勘定	13,390,990
未収入金	111,575,998
未収配当金	3,812,838,654
未収利息	60,526
差入委託証拠金	27,741,118,099
流動資産合計	3,873,205,092,560
資産合計	3,873,205,092,560
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	556,085,836
未払解約金	6,503,014,081
その他未払費用	13,560,800
流動負債合計	7,072,660,717
負債合計	7,072,660,717
純資産の部	
元本等	
元本	411,440,468,287
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,454,691,963,556
元本等合計	3,866,132,431,843
純資産合計	3,866,132,431,843
負債純資産合計	3,873,205,092,560

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3.費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

2026年 3月 8日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9.3966円
(10,000口当たり純資産額)	(93,966円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2026年 3月 8日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
先物取引	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 3月 8日現在	
期首	2025年 9月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	394,287,670,189円
同期中における追加設定元本額	29,012,385,965円
同期中における一部解約元本額	11,859,587,867円
期末元本額	411,440,468,287円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	8,201,428円
バランスセレクト50	33,632,414円
バランスセレクト70	57,251,471円
野村外国株式インデックスファンド	268,210,486円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,417,590,802円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,384,023,127円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	6,107,330,369円
野村資産設計ファンド2015	3,919,783円
野村資産設計ファンド2020	4,255,804円
野村資産設計ファンド2025	5,640,766円
野村資産設計ファンド2030	11,881,988円
野村資産設計ファンド2035	13,585,220円
野村資産設計ファンド2040	25,581,336円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	28,617,914,193円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	1,274,885,637円
のむらっぴ・ファンド(普通型)	27,434,577,836円
のむらっぴ・ファンド(積極型)	33,543,703,633円
野村資産設計ファンド2045	5,988,829円
野村インデックスファンド・外国株式	10,508,541,115円
マイ・ロード	1,345,692,673円
ネクストコア	2,913,799円

野村インデックスファンド・海外5資産バランス	156,946,757円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,947,134,115円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	142,729,326円
野村資産設計ファンド2050	7,099,314円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	981,474円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	790,325円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	807,803円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	891,909円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	689,364,827円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	5,622,055,821円
インデックス・ブレンド(タイプ)	1,416,619円
インデックス・ブレンド(タイプ)	1,972,151円
インデックス・ブレンド(タイプ)	20,747,311円
インデックス・ブレンド(タイプ)	10,431,007円
インデックス・ブレンド(タイプ)	39,907,182円
野村6資産均等バランス	2,654,696,254円
野村つみたて外国株投信	22,717,895,980円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	4,770,218,205円
世界6資産分散ファンド	40,870,494円
野村資産設計ファンド2060	7,040,917円
野村スリーゼロ先進国株式投信	6,109,262,451円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	11,423,245,876円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	8,261,801,437円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	7,434,229,866円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	40,654,465円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	30,698,752円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	155,264,474円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	133,724,319円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	188,739円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	1,491,157円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	135,078円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	561,981円
野村外国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	300,761,208円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,928,328円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	14,825,058円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	34,879,676円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,333,046,920円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	4,117,933円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	799,374,278円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド(適格機関投資家専用)	11,210,743,383円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	285,698円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	746,357円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	5,205,977円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	7,589,777円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I(確定拠出年金向け)	129,817,849,557円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,257,478,673円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	5,529,712,224円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	7,236,773,626円
マイバランスDC30	566,339,645円
マイバランスDC50	1,581,038,761円
マイバランスDC70	1,838,387,031円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	56,385,574,830円
野村DC運用戦略ファンド	254,910,366円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	19,423,060円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	657,952,555円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	402,170,677円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	630,444,733円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	24,132,825円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	13,293,104円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	108,215,074円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	15,827,360円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	20,633,878円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	16,875,363円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	363,001,987円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	328,783,088円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	253,019,323円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	370,600,878円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	18,715,004円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	151,074,385円

多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	91,214,567円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	54,221,209円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	143,878,481円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	19,380,801円
野村DC全世界株式（オール・カントリー）インデックスファンド	1,055,461,534円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 新興国株式マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

（2026年 3月 8日現在）

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	3,554,494,941
コール・ローン	1,214,364,218
株式	235,370,377,275
投資信託受益証券	9,099,284,271
投資証券	223,185,594
派生商品評価勘定	42,935,136
未収入金	68,662,107
未収配当金	261,478,716
未収利息	24,632
差入委託証拠金	7,864,219,319
流動資産合計	257,699,026,209
資産合計	257,699,026,209
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	284,929,773
未払金	2,424,342,197
未払解約金	1,098,270,997
その他未払費用	9,695,800
流動負債合計	3,817,238,767
負債合計	3,817,238,767
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	84,418,788,043
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	169,462,999,399
元本等合計	253,881,787,442
純資産合計	253,881,787,442
負債純資産合計	257,699,026,209

### 注記表

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p>
-------------------	--

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

2026年 3月 8日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0074円
(10,000口当たり純資産額)	(30,074円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2026年 3月 8日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	ん。
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 3月 8日現在

期首	2025年 9月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	79,415,221,303円
同期中における追加設定元本額	7,573,836,917円
同期中における一部解約元本額	2,570,270,177円
期末元本額	84,418,788,043円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	8,160,592円
野村資産設計ファンド2020	8,773,412円
野村資産設計ファンド2025	11,673,203円
野村資産設計ファンド2030	24,224,821円
野村資産設計ファンド2035	28,018,190円
野村資産設計ファンド2040	52,581,775円
野村資産設計ファンド2045	12,233,610円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,777,170,484円
ネクストコア	3,082,831円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	465,193,670円
野村資産設計ファンド2050	14,411,014円
野村ターゲットデートファンド2016 2026 - 2028年目標型	1,991,952円
野村ターゲットデートファンド2016 2029 - 2031年目標型	1,616,530円
野村ターゲットデートファンド2016 2032 - 2034年目標型	1,672,531円

野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,819,787円
インデックス・ブレンド(タイプ )	778,646円
インデックス・ブレンド(タイプ )	825,400円
インデックス・ブレンド(タイプ )	10,129,171円
インデックス・ブレンド(タイプ )	6,233,875円
インデックス・ブレンド(タイプ )	26,510,610円
野村つみたて外国株投信	9,930,626,111円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	516,109,300円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	2,087,111,444円
世界6資産分散ファンド	121,062,675円
野村資産設計ファンド2060	14,416,242円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	4,993,338,869円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	2,447,394,190円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,334,641,652円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	4,241,785,543円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,910,891円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	1,083,471,883円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	211,706円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	52,244,339,639円
野村DC運用戦略ファンド	268,947,446円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	13,435,501円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	32,175,742円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	42,281,815円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	34,260,013円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	38,300,467円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	54,072,912円
野村DC全世界株式(オール・カンントリー)インデックスファンド	461,791,898円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 外国債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(2026年 3月 8日現在)

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	2,032,818,996
コール・ローン	605,226,924
国債証券	1,135,058,595,012
派生商品評価勘定	53,672
未収入金	851,562,082
未収利息	9,895,793,282
前払費用	1,538,949,755
その他未収収益	5,668,819
流動資産合計	1,149,988,668,542
資産合計	1,149,988,668,542
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,771,291
前受収益	312,905
未払金	1,941,041,751
未払解約金	1,237,492,559
その他未払費用	7,736,467
流動負債合計	3,188,354,973
負債合計	3,188,354,973
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	338,998,153,324
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	807,802,160,245
元本等合計	1,146,800,313,569
純資産合計	1,146,800,313,569

(2026年 3月 8日現在)

負債純資産合計 1,149,988,668,542

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

2026年 3月 8日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.3829円
(10,000口当たり純資産額)	(33,829円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	69,198,184,980円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	73,183,078,403円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2026年 3月 8日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	為替予約取引
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 3月 8日現在

期首	2025年 9月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	341,697,875,398円
同期中における追加設定元本額	20,302,111,986円
同期中における一部解約元本額	23,001,834,060円
期末元本額	338,998,153,324円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	34,559,444円
バランスセレクト50	47,136,306円
バランスセレクト70	64,103,909円
野村外国債券インデックスファンド	143,610,231円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,639,871,813円

野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,257,820,002円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,877,107,777円
野村資産設計ファンド2015	13,843,554円
野村資産設計ファンド2020	14,928,547円
野村資産設計ファンド2025	19,838,700円
野村資産設計ファンド2030	41,501,261円
野村資産設計ファンド2035	35,734,914円
野村資産設計ファンド2040	59,685,596円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	75,548,798,138円
のむラップ・ファンド(保守型)	2,834,798,018円
のむラップ・ファンド(普通型)	43,843,887,056円
のむラップ・ファンド(積極型)	25,150,792,074円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	397,375,598円
野村資産設計ファンド2045	12,546,617円
野村インデックスファンド・外国債券	1,195,183,690円
マイ・ロード	4,018,415,400円
ネクストコア	43,144,484円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	438,404,101円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	9,430,143,702円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	656,409,623円
野村資産設計ファンド2050	12,372,622円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,280,634円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,842,831円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,002,982円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,762,078円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	1,276,462,613円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	8,000,669,849円
インデックス・ブレンド(タイプ )	1,606,799円
インデックス・ブレンド(タイプ )	1,631,099円
インデックス・ブレンド(タイプ )	2,797,615円
インデックス・ブレンド(タイプ )	802,056円
インデックス・ブレンド(タイプ )	2,401,752円
野村6資産均等バランス	7,417,791,669円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	9,994,302,032円
世界6資産分散ファンド	114,265,834円
野村資産設計ファンド2060	7,032,667円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	16,516,427,866円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	9,605,897,729円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,149,857円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	548,703,721円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	137,634,822円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	508,301,365円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	187,621,575円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	529,122円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	4,553,914円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	68,187円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,825,959,126円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	2,361,638円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	5,396,682円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	146,215,546円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	97,614,953円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,863,463,415円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	23,107,824円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,232,275,450円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券(適格機関投資家専用)	1,173,027,106円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	2,394,144円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	3,126,338円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	7,281,229円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	8,447,622円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	649,632,650円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	5,265,928,890円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	7,711,313,856円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	8,146,223,362円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	31,805,980,518円
マイバランスDC30	2,375,414,205円
マイバランスDC50	2,210,204,895円
マイバランスDC70	2,065,137,210円
野村DC外国債券インデックスファンド	13,206,828,242円
野村DC運用戦略ファンド	3,802,894,285円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	560,489,719円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	775,150,064円

マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	1,693,899,310円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	795,991,855円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	45,011,020円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	124,078,492円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	86,397,585円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	55,180,022円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	48,116,488円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	29,414,118円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	798,336,772円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	400,757,661円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	291,541,692円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	414,085,109円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	18,689,284円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	168,800,466円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	84,930,646円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	378,759,249円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	402,085,820円
マイターゲット2070(確定拠出年金向け)	21,654,921円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円)

(2026年3月8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	277,203,033
コール・ローン	35,352,888
国債証券	21,198,227,877
派生商品評価勘定	901,012
未収入金	675,779,390
未収利息	291,700,346
前払費用	27,178,267
流動資産合計	22,506,342,813
資産合計	22,506,342,813
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,563,407
未払金	84,194,851
未払解約金	412,689,690
その他未払費用	1,381,300
流動負債合計	500,829,248
負債合計	500,829,248
純資産の部	
元本等	
元本	9,930,546,977
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	12,074,966,588
元本等合計	22,005,513,565
純資産合計	22,005,513,565
負債純資産合計	22,506,342,813

### 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

2026年 3月 8日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,2159円
(10,000口当たり純資産額)	(22,159円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2026年 3月 8日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定 為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当 該為替予約は当該仲値で評価しております。 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の 仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物 相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価して おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 3月 8日現在

期首	2025年 9月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	8,550,458,803円
同期中における追加設定元本額	2,453,466,055円
同期中における一部解約元本額	1,073,377,881円
期末元本額	9,930,546,977円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	7,344,377円
野村資産設計ファンド2020	7,926,416円
野村資産設計ファンド2025	10,524,594円
野村資産設計ファンド2030	21,973,400円
野村資産設計ファンド2035	18,852,139円
野村資産設計ファンド2040	31,328,489円
野村資産設計ファンド2045	6,662,202円
野村インデックスファンド・新興国債券	601,461,151円
ネクストコア	9,417,191円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	662,560,911円
野村資産設計ファンド2050	6,564,430円
野村ターゲットデートファンド2016 2026 - 2028年目標型	1,209,918円
野村ターゲットデートファンド2016 2029 - 2031年目標型	976,497円
野村ターゲットデートファンド2016 2032 - 2034年目標型	1,054,231円
野村ターゲットデートファンド2016 2035 - 2037年目標型	953,038円
インデックス・ブレンド(タイプ )	538,353円
インデックス・ブレンド(タイプ )	379,029円
インデックス・ブレンド(タイプ )	2,818,698円
インデックス・ブレンド(タイプ )	2,456,112円
インデックス・ブレンド(タイプ )	11,030,367円
世界6資産分散ファンド	172,485,537円
野村資産設計ファンド2060	3,733,361円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)	6,757,796,609円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格 機関投資家専用)	301,523円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	613,733,710円
野村DC運用戦略ファンド	826,176,113円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	69,979,322円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	29,254,679円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	25,525,850円

野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050

15,605,772円

野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060

9,922,958円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 海外REITインデックス マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(2026年3月8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	353,459,346
コール・ローン	162,134,444
投資証券	111,988,374,514
派生商品評価勘定	783,046
未収入金	1,127,426,036
未収配当金	206,410,241
未収利息	3,288
差入委託証拠金	249,397,854
流動資産合計	114,087,988,769
資産合計	114,087,988,769
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,467,985
未払解約金	1,399,030,458
その他未払費用	547,800
流動負債合計	1,404,046,243
負債合計	1,404,046,243
純資産の部	
元本等	
元本	23,972,603,861
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	88,711,338,665
元本等合計	112,683,942,526
純資産合計	112,683,942,526
負債純資産合計	114,087,988,769

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

2026年 3月 8日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4,7005円
(10,000口当たり純資産額)	(47,005円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2026年 3月 8日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
先物取引	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 3月 8日現在	
期首	2025年 9月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	23,597,189,803円
同期中における追加設定元本額	2,109,536,303円
同期中における一部解約元本額	1,734,122,245円
期末元本額	23,972,603,861円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	945,709,810円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,594,120,826円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,746,149,206円
野村資産設計ファンド2015	6,728,716円
野村資産設計ファンド2020	7,226,822円
野村資産設計ファンド2025	9,623,777円
野村資産設計ファンド2030	13,412,427円
野村資産設計ファンド2035	11,550,211円
野村資産設計ファンド2040	28,981,377円
野村資産設計ファンド2045	6,073,928円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,315,824,780円
ネクストコア	2,159,635円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	628,218,639円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	502,740,743円
野村資産設計ファンド2050	3,991,028円
インデックス・ブレンド(タイプ )	513,562円
インデックス・ブレンド(タイプ )	360,863円
インデックス・ブレンド(タイプ )	2,682,369円
インデックス・ブレンド(タイプ )	1,720,308円
インデックス・ブレンド(タイプ )	5,150,414円
野村6資産均等バランス	5,313,599,748円
野村資産設計ファンド2060	3,403,748円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	7,484,244,360円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,602,905,557円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	1,250,286,366円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	98,123,005円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	142,947円
野村マルチアセット・ストラテジー・オープン(適格機関投資家専用)	47,268,136円

野村DC運用戦略ファンド	188,093,110円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	11,668,330円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	16,126,897円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	8,886,854円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	30,939,535円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	17,810,356円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	23,290,573円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	9,487,085円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	9,047,197円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	24,340,616円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

2026年3月31日現在

資産総額	8,538,797,888円
負債総額	13,883,665円
純資産総額( - )	8,524,914,223円
発行済口数	3,064,126,997口
1口当たり純資産額( / )	2.7822円

#### (参考)外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2026年3月31日現在

資産総額	3,709,317,614,202円
負債総額	12,828,037,209円
純資産総額( - )	3,696,489,576,993円
発行済口数	414,665,993,812口
1口当たり純資産額( / )	8.9144円

#### (参考)新興国株式マザーファンド

2026年3月31日現在

資産総額	246,426,230,784円
負債総額	735,068,429円
純資産総額( - )	245,691,162,355円
発行済口数	85,373,887,486口
1口当たり純資産額( / )	2.8778円

#### (参考)外国債券マザーファンド

2026年3月31日現在

資産総額	1,143,156,832,538円
負債総額	1,197,527,181円
純資産総額( - )	1,141,959,305,357円
発行済口数	338,390,388,787口
1口当たり純資産額( / )	3.3747円

#### (参考)新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

2026年3月31日現在

資産総額	20,699,180,385円
負債総額	63,147,183円
純資産総額（ - ）	20,636,033,202円
発行済口数	9,499,916,404口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1722円

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

2026年3月31日現在

資産総額	107,601,132,109円
負債総額	543,146,200円
純資産総額（ - ）	107,057,985,909円
発行済口数	24,043,515,803口
1口当たり純資産額（ / ）	4.4527円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 委託会社等の概況

<更新後>

##### (1) 資本金の額

2026年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

#### 2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	871	69,854,122
単位型株式投資信託	117	542,424
追加型公社債投資信託	14	7,140,406
単位型公社債投資信託	332	476,051
合計	1,334	78,013,004

#### 3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の間接財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3

月31日までの財務諸表ならびに中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表に  
ついて、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産					
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	

未払手数料		10,312		11,326
関係会社未払金		1,052		589
未払費用	1		12,507	12,594
未払法人税等			8,095	10,363
未払消費税等			1,590	2,112
前受収益			15	14
賞与引当金			4,543	5,846
その他			24	-
流動負債計			52,005	49,045
固定負債				
退職給付引当金			2,759	2,618
時効後支払損引当金			602	610
資産除去債務			1,123	1,431
固定負債計			4,484	4,660
負債合計			56,490	53,706
(純資産の部)				
株主資本			59,820	69,751
資本金			17,180	17,180
資本剰余金			13,729	13,729
資本準備金		11,729		11,729
その他資本剰余金		2,000		2,000
利益剰余金			28,910	38,841
利益準備金		685		685
その他利益剰余金		28,225		38,156
繰越利益剰余金		28,225		38,156
評価・換算差額等			327	317
その他有価証券評価差額金			327	317
純資産合計			60,147	70,069
負債・純資産合計			116,638	123,775

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345

営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	

特別損失計		527	14
税引前当期純利益		38,651	53,085
法人税、住民税及び事業税		10,821	15,463
法人税等調整額		354	482
当期純利益		28,183	38,105

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
--------------------	-----------------------------------

	<p>(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="687 775 1062 864"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p><b>委託者報酬</b> 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p><b>運用受託報酬</b> 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p><b>成功報酬</b> 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	--

## [ 会計上の見積りの変更に関する注記 ]

## (1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## [ 表示方法の変更に関する注記 ]

## (損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

## [ 会計方針の変更 ]

該当事項はありません。

## [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[ 追加情報 ]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円

2. 固定資産除却損		2. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	0百万円
器具備品	0	器具備品	-
ソフトウェア	30	ソフトウェア	14
合計	31	合計	14

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円

基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

## 金融商品関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。  
2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類してあります。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類してあります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支

払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### 1．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

##### 4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載していません。

##### 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

## 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。	

### 税効果会計関係

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。		「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 資産除去債務関係

## 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)	
	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
見積もりの変更による増加	-	308
期末残高	1,123	1,431

## 4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[ 会計上の見積りの変更に関する注記 ] (1) に記載の通りであります。

## 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬(注)	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[ 重要な会計方針 ] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていない

いため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

#### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資(*2)	4,475	-	-

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。  
(\*2) ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。  
(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス株（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		2025年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,306
金銭の信託		61,701
未収委託者報酬		36,524
未収運用受託報酬		6,554
短期貸付金		2,977
その他		1,423
貸倒引当金		21
流動資産計		114,466
固定資産		
有形固定資産	1	694
無形固定資産		7,496
ソフトウェア		7,496
その他		0

投資その他の資産		17,252
投資有価証券		2,936
関係会社株式		6,878
長期差入保証金		522
前払年金費用		2,655
繰延税金資産		4,154
その他		104
固定資産計		25,444
資産合計		139,910

2025年9月30日現在		
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		44,300
未払金		12,484
未払収益分配金		1
未払償還金		64
未払手数料		11,936
関係会社未払金		483
未払費用		11,850
未払法人税等		6,494
未払消費税等	2	970
賞与引当金		3,346
その他		188
流動負債計		79,635
固定負債		
退職給付引当金		2,754
時効後支払損引当金		616
資産除去債務		1,431
固定負債計		4,802
負債合計		84,438
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		55,149
資本剰余金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		24,239
利益準備金		685
その他利益剰余金		23,554
繰越利益剰余金		23,554
評価・換算差額等		323
その他有価証券評価差額金		323
純資産合計		55,472
負債・純資産合計		139,910

## 中間損益計算書

自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日		
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		83,255
運用受託報酬		11,442
その他営業収益		148

営業収益計			94,846
営業費用			
支払手数料			31,463
調査費			19,015
その他営業費用			3,383
営業費用計			53,863
一般管理費	1		18,119
営業利益			22,863
営業外収益	2		7,810
営業外費用	3		900
経常利益			29,773
特別利益	4		50
特別損失	5		346
税引前中間純利益			29,477
法人税、住民税及び事業税			6,987
法人税等調整額			1,022
中間純利益			23,512

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当中間期変動額								
剰余金の配当						38,115	38,115	38,115
中間純利益						23,512	23,512	23,512
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	14,602	14,602	14,602

当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	23,554	24,239	55,149
---------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069
当中間期変動額			
剰余金の配当			38,115
中間純利益			23,512
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	5	5	5
当中間期変動額合計	5	5	14,596
当中間期末残高	323	323	55,472

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						

## 6．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 7．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

2025年9月30日現在



資産計	61,701	61,701	-
(2)その他（デリバティブ取引）	49	49	-
負債計	49	49	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	7,053
組合出資金等	2,761
合計	9,815

( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	61,701	-	61,701
資産計	-	61,701	-	61,701
デリバティブ取引（通貨関連）	-	49	-	49
負債計	-	49	-	49

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2025年9月30日）

## 1．売買目的有価証券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(2025年9月30日)

## 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

## 4．その他有価証券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額2,761百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

## デリバティブ取引関係

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

## 当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,920	-	49	49

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
期首残高	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,431

## 収益認識に関する注記

## 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自2025年4月 1日 至2025年9月30日）
委託者報酬	83,248百万円
運用受託報酬	11,429百万円
成功報酬（注）	20百万円
その他営業収益	148百万円

合計	94,846百万円
----	-----------

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示していません。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### セグメント情報等

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

##### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

##### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 1株当たり情報

	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
1株当たり純資産額	10,769円89銭
1株当たり中間純利益	4,564円89銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	23,512百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	23,512百万円
期中平均株式数	5,150千株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt; 更新後 &gt;

## (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2026年3月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社 S B I 証券	54,323百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
西日本シティ T T 証券株式会社	3,000百万円	
八十二証券株式会社	3,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
北洋証券株式会社	500百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
三菱 U F J e スマート証券株式会社	7,196百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社七十七銀行	24,658百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
株式会社八十二長野銀行	52,200百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	

岡崎信用金庫	3,096百万円	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
--------	----------	--------------------------

\* 2026年3月末現在

岡崎信用金庫の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

### 3 資本関係

#### < 訂正前 >

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社は、丸近証券株式会社の株式の10.9%を保有しています。

#### < 訂正後 >

(2025年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社は、丸近証券株式会社の株式の10.9%を保有しています。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年5月8日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2025年9月9日から2026年3月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2026年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月9日から2026年3月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。